

村山市商工会会費賦課徴収規程

第1条 本規程は、運営規約第4条に定めるところにより、会費の賦課額及び払込み方法並びに納期につき必要な事項を定めることを目的とする、

第2条 本会会員の負担する会費の賦課審査を均等割及び事業所割等を総合勘案の上、総務委員会の審査結果に基づき理事会において審議し、総代会の議決を経て決定する。

2. 均等割を3,000円とする。
3. 事業所割等は、年間500円を1口とする。
4. 会費賦課基準は次のとおりとする。

従業員数	均等割	事業所割		金額
		口数	金額	
0人	3,000円	1口	500円	3,500円
1人～4人	3,000円	5口	2,500円	5,500円
5人～8人	3,000円	10口	5,000円	8,000円
9人～15人	3,000円	15口	7,500円	10,500円
16人～29人	3,000円	20口	10,000円	13,000円
30人～59人	3,000円	30口	15,000円	18,000円
60人～	3,000円	50口	25,000円	28,000円

5. 法人格株式会社、相互会社の会費は、10,000円(20口)、有限会社、協同組合の会費は、6,000円(12口)をそれぞれ会費賦課基準に加える。

6. 決算事務指導を受ける個人事業所の会費は、20,000円を限度として会費賦課基準に加える。

7. 金融機関、大型店にかかる会費の額は別に定める。

第3条 会費の払込みは銀行振込みを原則とするが、地区並びに業種毎の役員によって集金することもできる。

第4条 会費の納期は、第一期を7月末日、第二期は10月末日までとし、第一期に全期一括納入することができる。

第5条 会費賦課の従業員調査は、前年10月1日とする。

第6条 会員の災害及び転業により減免申請があったときは、理事会の議を経て会費を減免することができる。

第7条 この規程に定めのない事項は会長が別に定める。

附 則

1. 本規程は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成17年4月27日より施行する。

附 則

この規程は平成22年4月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

預金口座振替依頼書

この依頼書は、商工会に提出して下さい

銀行

支店 御中

年

月

日

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	村山市商工会
-------	--------

預金口座	(フリガナ) 預金者名											銀行への届出印	銀行組合支店				
												○	銀行コード・店コード				
													預金種目				
										口座番号							

振替内容	商工会費 特定退職金共済 福祉共済 青色申告会費 その他 ()
------	----------------------------------

振替日	収納企業の指定する日 (銀行休業日の場合は翌営業日)
-----	----------------------------

—預金口座振替規定—

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しの上支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。) をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

銀行使用欄	(不備返却事由)	検印	
	1. 預金取引なし		印鑑照合
	2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義) ()		
(備考)	受付印		

会員企業

住所			
企業名	電話		
代表者	印		

預金者 → 委託企業 → 取りまとめ店 → 取扱店

取りまとめ店

--